○財務省令第三十四号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行に伴い、及び国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十七条第二項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　財務大臣　麻生　太郎

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（担保の提供の手続等） **第二十六条**　［略］ ［1～6　略］ 7　債権を担保として提供しようとする者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百六十四条第一項の措置をとつた後、その債権の証書及び第三債務者の承諾を証明する書類を歳入徴収官等に交付するものとする。 ［8　略］	（担保の提供の手続等） **第二十六条**　［同上］ ［1～6　同上］ 7　指名債権を担保として提供しようとする者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百六十四条第一項の措置をとつた後、その指名債権の証書及び第三債務者の承諾を証明する書類を歳入徴収官等に交付するものとする。 ［8　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○財務省令第三十五号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第二の一の備考二の規定に基づき、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　財務大臣　麻生　太郎

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「マケドニア旧ユーゴスラビア」を「北マケドニア」に改める。

別表第一及び別表第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省令第三十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出を要する対外直接投資に係る業種） **第二十一条**　［略］ ［一～四　略］ 五　麻薬等（大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第一条に規定する大麻、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第五号に規定する家庭麻薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号から第三号までに規定するけし、あへん及びけしがらをいう。）の製造業	（届出を要する対外直接投資に係る業種） **第二十一条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　麻薬等（大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第一条に規定する大麻、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第五号に規定する家庭麻薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号から第三号までに規定するけし、あへん及びけしがらをいう。）の製造業
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

○財務省令第三十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（上席証券検査官及び証券検査官） **第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十二人以内及び証券検査官二百二十九人以内を置く。 ［2・3　略］	（上席証券検査官及び証券検査官） **第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十二人以内及び証券検査官二百三十三人以内を置く。 ［2・3　同上］